

平成25年度 第1回芦屋市立義務教育諸学校教科用図書採択協議会 会議録

日 時	平成25年6月14日(金) 14:00~16:00
場 所	芦屋市役所北館2階 会議室3
出席者	副委員長 山本 哲也 委 員 目黒 強 金木 友子 菅原 淳也 伊田 義信 欠席委員 長谷川 則光 事務局 北野 章 野間 靖雅
会議の公表	■ 公 開
傍聴者数	0 人

1 会議次第

- (1) 委嘱式
- (2) 教育長挨拶
- (3) 委員紹介
- (4) 委員長・副委員長選出
- (5) 協議事項
 - ①教科用図書採択方針について
 - ②調査研究専門員について
- (6) 連絡依頼事項
今後の調査日程について

2 提出資料

- 資料1 教科書採択期間について
- 資料2 平成26年度使用義務教育諸学校用教科用図書の採択に関する基本方針
(県および市)
- 資料3 平成25年度使用教科用図書一覧表

3 審議経過

上記の協議事項について、事務局より説明を行い、以下の質疑応答を行った。

(伊田委員)

資料の芦屋市の採択方針に関する文言を整えて、「平成25年度は採択替えの年度にあたらなため、平成25年度に使用しているものと同一の教科書採択するもの」というように、県の文言と合わせて揃えていただければと思います。

(事務局/野間)

そのようにいたします。

(菅原委員)

西宮市の教科書展示センターには、一般図書も含めて全ての教科書を置いているのですか。

(事務局/野間)

今年度は確認できていませんが、昨年度は小・中・高それからデジタル教科書については展示してあり、一般図書は展示していませんでした。

(事務局/北野)

昨年度は、全ての一般図書は県立芦屋特別支援学校にあるということで、調査研究委員がそちらに見に行ったという実績がございます。

(菅原委員)

県芦屋特別支援学校においては、展示期間は決まっていないのですか。西宮市の教科書展示センターのように2週間という期間限定はないのですか。

(事務局／野間)

兵庫県内で、特別支援学校がいくつかあり、その中で閲覧が可能な学校があり、そこへ行けば、一般図書が全て見れますよという学校が8校ぐらいあります。そのうちの1校が、芦屋特別支援学校です。ですから、年中いつ行っても見せてもらうことができます。

(山本委員)

採択に関して、倒産した教科書会社があった場合には教科書会社を変更できるという特例がありますが、今年芦屋市で採択されている小学校の教科書会社で、そういう会社はないわけですか。

(事務局／野間)

今は聞いていません。

(金木委員)

一般図書という説明がわかりにくいのですが。

(事務局／野間)

一般図書というのは、障害がある子どもたちの中で、教科用図書では勉強できない子どもたちに対して、書店とかでも売っているような絵本とかあるいは音の出るCDのついたような本とか、あまり図鑑とかはよくないのですが、そういったものを使って勉強しますが、それが一般図書です。文科省の方で一覧表があります。たくさんの本を採択しています。次回の2回目のときにはその本をお持ちします。また、一般図書は、芦屋特別支援学校以外では、県立特別支援教育センターにあります。

(金木委員)

それは、本屋さんでも売っているのですか。

(事務局／野間)

売っているものもあります。また、兵庫県で採択している一般図書では、芦屋特別支援学校行くと全て揃っています。

(金木委員)

今年度、それをここで選ぶんですね。

(事務局／野間)

調査研究員の方から、芦屋ではこの中から選びましょうという調査報告をもらって、その中から選びます。

(金木委員)

今年は、小・中学校の採択はないけれども、一般図書はあるということですね。

(事務局／野間)

そうです。一般図書は採択するということです。

(山本委員)

調査専門委員会がそこで選び、ここで報告する。ここで了承を得た結果を教育委員会へあげる。教育委員会が了承するかどうか。ここで選ぶというよりは、ここはそれを見て答申をだすところです。

(事務局／北野)

採択期間については、通常は4年間隔ですが、前回4年間にならなかったのは、学習指導要領がかわったからです。来年度は小学校は採択を行います。

(山本委員)

この芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針は了承しました。

(山本委員)

芦屋市立義務教育諸学校教科用図書の採択に関する基本方針には、調査研究専門員は5名以下になっていますが、なぜ4名なのですか。

(事務局／野間)

今年度は、障害種別が4種類なので、それぞれから1人ずつ任命するというので、4名にしています。

(事務局／北野)

それぞれの障害種別から1名ずつは出していきたいと思いますという考え方の中で、今芦屋市では、4種類の障害児学級があります。人数的に言えば、知的学級の子どもの多いので、知的学級から2名ということは今まで検討せずに、1名ずつでいいのではないかということできました。今後学級種別が増えると、もう1名増えるという形にいくのではないかと思います。今のところは、4名でどうかということ、お諮りしています。

(山本委員)

ほかの種別には何がありますか。

(事務局／北野)

聾や言語などがあります。

(山本委員)

今日の資料に名前が載っている先生方が、今言った障害種別の担任をしているということですか。

(事務局／野間)

その通りです。

(伊田委員)

今後、調査専門員の予定としてはどういう動きを考えていますか。

(事務局／野間)

1回目は集まって方針を立てます。2回目は、昨年度の例で言うと、芦屋特別支援学校へ行って一般図書をみんなで見て検討します。3回目にまとめをして、こちらに採択方針を報告するというような流れです。3回が基本です。それで足りなければ、もう1回行い、多くても4回です。以上のような流れで行う予定です。

(伊田委員)

調査研究委員会を含めた全体の日程の流れはどうなっていますか。

(事務局／野間)

第1回目の調査研究委員会は、この場で委員が承認されれば、来週の火曜日に予定しています。最終的に7月25日に第2回採択協議会があります。それに向けて調査研究委員会を3回行います。最後はこの25日の採択協議会にて報告します。そして、採択協議会で、答申案を作り、その後の教育委員会に答申します。

(山本委員)

8月31日までということは、8月の教育委員会に出さないといけないということですね。

(事務局／北野)

8月第一週の教育委員会の議題として上げていくことになると思います。

(目黒委員)

お願いですが、調査研究専門の方がまとめた報告書を事前に私たちに配布していただければ、結構分量があるので目を通してこられれば、25日の会が中身のあるものになると思いますので、もし可能であればそういうこともご検討いただければと思います。

(事務局／野間)

承知しました。

(山本委員)

調査研究専門員についての案は、ご承認ということで、案をとっていただきます。

また、教科書の公正な採択が行われますように、この会で検討されました内容につきましては、公開された場合はともかく、今回限りの話にしてください。守秘義務が生じるということをお願いいたします。

4 結論

(1) 調査研究専門員について

ア 特別支援学級用一般図書について調査研究専門員会を設置する。

イ 調査研究専門員会の構成については、校長1名、教諭4名とする平成25年度教科用図書調査研究専門員を承認する。

(2) 調査研究について

ア 兵庫県教育委員会の調査研究資料を参考にして、芦屋市の児童・生徒の実態に応じた一般図書が採択できるよう調査研究を行う。

イ 協議会が定めるもの以外の調査研究の観点を調査研究員会独自に追加することができる。

(3) 今後の調査日程について

ア 調査研究専門員は調査結果を、次回の協議会（7月25日開催）で報告する。

イ 協議会は調査結果の報告を受け、答申書を教育委員会に提出する。

以 上